

令和3年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6 番	田 島 清 美
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第72号議案 笠松町名誉町民の選定同意について
- 日程第5 第73号議案 笠松町子どもの権利に関する条例について
- 日程第6 第74号議案 笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例について
- 日程第7 第75号議案 笠松町こども館条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第76号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第77号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 第78号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て
- 日程第11 第79号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 第80号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 第81号議案 笠松町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

開会 午前10時00分

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和3年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（田島清美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 尾 関 俊 治 議員

10番 長 野 恒 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（田島清美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（田島清美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告をさせていただきます。

1点目は、監査委員より、令和3年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月26日、第65回町村議会議長全国大会が明治記念館で開催をされ、決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、この大会は、岐阜県町村議会議長会役員のみ出席されております。以上でございます。

○議長（田島清美君） 以上、御了承お願いいたします。

日程第4 第72号議案から日程第13 第81号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第4、第72号議案から日程第13、第81号議案までの10議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、名誉町民の選定同意1件、笠松町子どもの権利に関する条例ほか3件の条例案件4件、令和3年度笠松町一般会計補正予算ほか3件の補正予算4件、以上9件であります。

このうち第72号議案の笠松町名誉町民の選定同意につきましては、杉山幹夫氏及び松波英一氏を名誉町民に選定することについて、笠松町名誉町民条例第3条の規定により町議会の同意を求めるものであります。

両氏は、共に笠松町の発展のため、長きにわたり多大なる御尽力、御支援をいただいた方です。

杉山氏は、笠松町で生まれ育ち、昭和46年に株式会社岐阜日日新聞社・株式会社岐阜放送代表取締役社長に、平成26年には株式会社岐阜新聞名誉会長に就任され、岐阜県のメディアを一手に収められました。特に、新聞、テレビ、ラジオなど知りたい情報、届けたい情報など、笠松町の魅力を伝える情報発信のメディアの媒体として多大なる御貢献をされました。さらに、平成18年に国の登録有形文化財に登録された杉山邸は、築120年を超える町家風造りの建物で、当時の繁栄を今に伝える歴史ある建造物であり、平成21年に町へ寄贈されました。今では、住民協働により情報発信や人の集まるまちの駅として、また笠松を語り継ぐ会を通して、歴史と文化のまち笠松の魅力を発信する拠点として、地域文化の振興に大きく寄与されています。主な受章といたしましては、平成7年に藍綬褒章、平成15年に勲三等旭日中綬章のほか、郵政大臣表彰などを受章されておられます。

次に、松波氏につきましては、昭和63年に松波総合病院病院長、松波総合病院老人保健施設施設長に、平成13年には松波総合病院名誉院長に就任され、岐阜県の救急医療、高度先進医療の推進に多大なる御貢献をされました。さらに、地域医療に貢献している羽島郡医師会に昭和63年から平成2年までと、平成9年から平成19年まで長きにわたり会長職を務められ、平成12年の介護保険制度開始以来、町民が安心して最後まで暮らせるまちづくりとして、医療、介護、保健など、当町における福祉の礎となりました。また、笠松町で、県内最初に高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの集団接種が開始され、早期のワクチン接種により町民の新型コロナウイルスに対する不安を緩和するとともに、接種体制の確保など、長年にわたり保健衛生の振興に大きく貢献されております。主な受章といたしましては、昭和50年紺綬褒章、平成18年瑞宝小綬章のほか、厚生大臣表彰など受章されております。

このような功績から、両氏を名誉町民として推挙させていただき、顕彰をしたいと思っております。

このほかの案件につきましては、副町長より詳細説明いただきますので、御審議の上、御議

決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田島清美君） 副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

そのほかの議案について、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第73号議案 笠松町子どもの権利に関する条例についてでございます。

児童の権利に関する条約に基づき、子どもの権利の内容、大人の役割、子どもの責務などを定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもたちが自由に生き生きと育つまちを目指すとともに、子どもも大人も同じ権利を持つ一員として、自覚と責任を持って一緒にまちづくりを進めることを目的とするもので、今年度開館予定の新こども館における活動の基本とするものであります。

内容といたしましては、前文で条例制定の経緯、願いと目指す姿を示し、6つの章で構成しております。

第1章は、総則として、目的と定義、基本となる考え方で構成され、特に第3条でこの条例を形成するに当たっての4つの基本となる考え方を示しております。

第2章は、子どもの権利の具体的な内容として、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を掲げ、第3章では、大人の役割として、第9条から第12条にかけて、町、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、地域住民のそれぞれの責務や役割を示しております。

第4章では、子どもの役割として、自分の権利について自覚し、正しく行使するとともに、他の人の権利も尊重し、互いに理解し助け合うよう努める責務を求めています。

第5章では、子どもの権利に対する推進体制として、子どもの権利に関する施策を総合的、計画的に進めるための体制の充実と、支援、助言、そして定期的な見直しによる施策の推進を掲げております。

以上が全体の構成であります。条文は子供たちにも理解しやすいよう平易な語句、文体を用い、一部振り仮名を表記しております。

施行期日は、令和4年3月1日でございます。

続きまして、議案の8ページをお開きいただきたいと思います。

第74号議案 笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。

現在、子育て支援の一環として、第一保育所内において子育てセンターの運営を行っておりますが、さらなる子育て支援を推進するため、令和4年3月1日に開館予定の新こども館において子育てセンター機能を集約するため、笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和4年3月1日であります。

続いて、9ページをお開きください。

第75号議案 笠松町こども館条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、こども館は笠松町田代290番地に所在しておりますが、新こども館が令和4年3月1日から笠松町桜町93番地において開館することにより、こども館の場所を移転するため、位置の変更の改正を行うものであります。

施行期日は、令和4年3月1日であります。

議案の10ページ、第76号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。併せて議案資料の2ページもお開きいただくと分かりやすいかと思います。

産科医療補償制度の見直しにより、令和4年1月1日より掛金の引下げがあります。これに関連し、社会保障審議会（医療保険部会）で少子化対策としての重要性を考慮し、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、先ほど申し上げた産科医療補償制度への掛金の引下げ分4,000円を本人の給付分の引上げに充てる改正がされたことに伴い、議案資料2ページ新旧対照表のように所要の規定整備を行うものであります。

また、国民健康保険法の一部改正に伴う第8条の法条番号の改正不備を併せて整備いたすものであります。

施行期日は、令和4年1月1日であります。なお、第8条第1項の改正規定は、公布の日からの施行となります。

続きまして、11ページから25ページまで多岐にわたっておりますが、第77号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正額は2億9万4,000円でございます。

いつものように歳出から御説明いたしますが、まず全体的な人件費につきましては、出生を伴う児童手当等の増額など、職員手当の支給状況の異動に伴う増額及び退職者1名ございましたので、これに伴う減額について所要の補正を行うものであります。

一般会計は、現在112名でございまして、今回の補正で156万7,000円の減額を行います。全会計では125人でございまして、118万3,000円の減額を行っております。

なお、令和3年の人事院勧告に基づく給与会計に伴う12月の期末手当の0.15か月の減額につきましては、国と同様に令和4年の6月の期末手当から減額することで調整いたします。なお、町議会議員と特別職に係る分についても同様の予定をしております。

それでは、19ページの歳出から御説明申し上げます。

第2款の総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、児童手当に係る現況届の省略及び所得上限額の創設対応のためのシステム改修による委託料を17万7,000円

計上しております。財源につきましては、国の補助金が100%対応されます。あとコロナの感染症対策の関係で、財源内訳補正も90万5,000円行っております。

それから、第3目の財産管理費でございますが、合計で509万8,000円の補正を行っておりますが、まず第11節と第14節はこども館関連でございまして、こども館の完成に当たりまして、建物災害共済に加入することにより、火災保険料の増額の補正を行っております。

また、こども館の移転に伴い、現在のこども館の敷地内に設置されております遊具を撤去するため、工事請負費を74万8,000円計上しております。

内容としては、鉄棒、ブランコ、ジャングルジムなどの9種類の遊具と駐輪場を撤去する工事費でございます。

また、第17節の備品購入費は、こちらは新型コロナウイルス感染症対策として行うものでありまして、来庁者が使用される1階ロビー及び1・2階窓口用椅子を布製から消毒しやすいタイプの椅子に交換するとともに、応急的措置として各施設窓口に設置してありますパーティションについて、シートの透明度が低く、パーティション越しでの書類の確認がしづらいことから、よりクリアなアクリル板に更新を行うものであります。

また、役場2階窓口のカウンターが現在の課の職員配置と合っておらず、一部職員間において席の配置が密となっていることから、課の職員の配置に合わせたカウンターに更新するため、合計で庁用器具費を433万3,000円補正させていただくよう計上しております。財源は国のコロナ対策の交付金を充てます。

また、第5目の町民バス運行費でございますが、車両に係る修繕費用が当初見込みに達しておりまして、今後の修繕料を158万6,000円計上しております。

また、2つの財源内訳補正を行っておりますが、1つは既存予算の朝夕増便の運転手体制拡充に対して交付金を充当しております。また、デマンドタクシー運行実証実験に対しての交付金を充当するよう財源内訳補正を行っております。

そして、第8目の諸費でございますが、こちらは北門間会館について、老朽化している空調機の更新工事に対し補助金の申請がございましたので、工事費は99万円かかりますがその2分の1を助成するということで、49万5,000円を計上させていただきました。

また、第2項の企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらはふるさと納税の関係でございまして、ポータルサイトへ登録、返礼品の充実、あるいは新規返礼品の開発により、寄附件数及び金額が見込みを上回ったことによる需用費、委託料合計で1,326万2,000円の増額の補正をさせていただいております。9月の補正の段階では9,800件を見込んでおりましたが、最終的には1万2,300件が見込めるということで、今回の補正をさせていただいております。最終的には、1億1,200万円の寄附を見込んでおります。これにつきましては、3月に確定次第、補正をさせていただく予定でございます。

続きまして、20ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございますが、消耗品費の増額補正がございますが、こちらはごみの有料化に伴いまして、2歳未満の子供の保護者に対し、紙おむつを入れるごみ袋の無償配布を行っておりますが、予定より多くの申請がございますので、今回23万7,000円の補正をさせていただくものであります。

第3目の老人福祉費でございますが、こちらは入所措置者の増減がありましたので、40万円強の補正をさせていただいております。

また、介護施設の大規模改修修繕に伴い、併せて行う介護ロボットの導入に対し、補助金を386万円計上しております。こちらは全額県の補助金で対応いたします。

また、全国健康福祉祭ぎふ大会が中止となったため、町からの実行委員会への交付金を620万6,000円減額する補正も計上させていただいております。

それから、21ページの第4目 障害福祉費でございますが、地域生活支援事業であります移動支援、移動入浴の利用者人数の増加により、扶助費を500万円強補正させていただきます。財源につきましては、国・県の補助金で対応いたします。

また、障害福祉サービスと介護訓練費のほうで大きな補正を合計で1億円強の補正をさせていただいております。まず、介護給付費でございますが、こちらは生活介護や児童発達支援放課後デイサービス等で6,380万1,000円、そして就労継続支援Bとかグループホームの訓練等給付費で4,253万5,000円の補正をさせていただいております。この2つの財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1であります。

また、自立支援医療費の関係で、生活保護者の人工透析などがございますが、こちらが増加していることにより、扶助費を482万8,000円増額補正させていただいております。国庫負担金の2分の1で対応いたす予定であります。

あと、額的には大きいんですが、第5目の福祉医療費ですが、重度心身障害者及び母子家庭等医療費の増加により、扶助費を957万7,000円増額補正しております。こちらは県の補助金で2分の1が対応されます。

それから、第7目の国民年金総務費ですが、令和4年4月1日から年金手帳の再交付が廃止され、基礎年金番号通知書の再交付が開始されることに伴う申請受付に対応するため、国民年金システムの改修が必要となったことにより、委託料を8万4,000円計上しております。

また、第2項の児童福祉費、第1目 児童措置費では、こちらは総務費でも補正がございましたが、児童手当制度改正に伴うシステム改修により、委託料を79万2,000円増額させていただきます。こちらでも国庫補助金が100%対応されます。

また、笠松保育園の外壁塗装工事に当たり、外壁に附帯する花壇の撤去が必要となり、これを町が2分の1補助することに伴い、補助金を22万円計上させていただきます。

また、保育人材の確保を図るため、保育士を志す学生を保育補助者として雇い上げることに

対し補助することによる補助金を42万3,000円計上しております。こちらは県の補助金が8分の7対応されます。

それから、第2目のこども館費でございますが、財源内訳補正をしております。明治安田生命相互会社から10月5日に50万円の寄附、それから匿名の方から5万円の寄附が10月28日にごさいましたが、この建設事業に充てるため、財源内訳補正を行っております。

第3目の子育て支援推進費で2つの補正をしております。1つは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う教室数の増加等により、指導員が不足することに伴う所要の補正を、計で601万9,000円行っております。財源は、国が3分の1、県が3分の1であります。

もう一つは、放課後児童クラブでのタブレット学習をするに当たり、インターネット環境を整備するため、機器設置費の委託料を293万9,000円計上しております。笠松小学校では1クラス、松枝小学校では4クラス、下羽栗小学校では2クラスであります。財源につきましては、国・県がそれぞれ3分の1ずつの補助がございます。

次に、22ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、町民の健康増進を目的に明治安田生命より寄附がございまして、母子健康診査事業時に使用する指導員用具等を購入するための消耗品費を補正させていただくものであります。指導用のエプロンと積み木を予定しております。

それから養育医療の関係ですが、これは未熟児の関係でございまして、申請件数が増加しておりまして、93万8,000円の補正を行っております。

第2目の予防費であります。こちらは3回目のワクチン接種を実施するに当たり、必要経費を合計で2,642万7,000円補正させていただくものであります。報償費は、集団接種における薬剤師による薬液管理、それから看護師による接種会場での接種業務に対して、そして消耗品費、印刷製本費、通信運搬費につきましては、対象者への案内通知等の経費であります。

また、自動車運転管理業務委託料34万1,000円につきましては、こちらは3回目接種のため、会場への移動手段として、公共施設巡回町民バスの日曜・祝日の運行を2時間に1便から、前回と同様に、1時間に1便運行とするための経費であります。なお、タクシー助成については、前回のお認めいただいている経費の残で実行する予定であります。

それから、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、令和3年4月1日から時間外、休日に医療機関からワクチン接種会場に医療従事者を派遣した医療機関に対し補助する事業における1回目、2回目の接種不足分及び3回目接種分を増額するものであります。こちらは県の補助金で対応いたします。

そして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種加速化支援事業委託料につきましては、こちらは個別接種促進のため、時間外や休日に実施した接種に対し病院等に加算金を支給するも

ので、8月以降の接種の不足分及び3回目接種分であります。

あと、機械器具費が180万円の補正をさせていただいておりますが、今回は中央公民館の3階のみで効率的に実施するため、接種者用のキャスター付きの椅子、あるいは寒い季節での実施になりますので、上着等を置く荷物棚、それから暖房器具を購入するための費用であります。財源につきましては、国のコロナウイルス対策の補助金を充当する予定であります。

それから、第3目の健康増進事業費でございますが、こちらも先ほどの明治安田生命の関係の寄附がございまして、町民の健康推進を目的に明治安田生命から寄附がございましたので、指導に必要な物品を購入するための備品購入費を計上しております。指導用のソフトとか、チラシを置くラックの購入を予定しております。

続いて、第7款の土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費でございますが、こちらは道路拡幅要綱により拡幅する路線について、地権者から寄附を受けた道路用地を拡幅するため、工事請負費を合計で273万6,000円計上しております。場所は、長池、田代、円城寺の3か所であります。

それから、第3目の交通安全対策費でございますが、こちらは事故が頻発する交差点の対策に必要となる工事請負費を103万4,000円計上しております。場所は、米野、北及、長池の交差点であります。カーブミラーとかパトライトの設置、あるいはガードパイプの設置を予定しております。

第4項第2目の公園費でございますが、こちらは笠松みなと公園の水系施設、噴水の降雨感知器の不良により、修繕工事請負費を40万円強計上させていただきました。

それから、サイクリングロードの一部が河川の浸食により利用者が危険なため、仮設道路を整備するため、工事請負費を163万8,000円計上させていただいております。

それから、運動公園の遊具の破損により、修繕工事費を91万3,000円計上させていただいております。幼児用遊具の修繕であります。

それから、24ページ、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらは中学校費のほうも併せて同じような補正をしておりますが、国のGIGAスクール構想推進に伴い、特別教室のうち使用頻度の高い教室を対象にWi-Fi環境を構築するための工事請負費を、小学校のほうで300万円強、中学校のほうで100万円強増額させていただいております。笠松小学校が2教室、松枝小学校が7教室、下羽栗小学校が4教室で、中学校では7教室を予定しております。

また、小学校費の第2目の教育振興費でございますが、委託料を減額しております。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、スイミングスクールでの委託を予定しておりましたが水泳授業が中止となったことにより、こちらを249万7,000円減額させていただきます。

それから、第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございますが、こちらは笠松別院内にございます蓮台寺遺跡塔礎石について、これ町の指定の文化財であります、敷地内で移転をされる計画でありまして、これを町文化財保護条例の規定に基づき補助するため29万円を増額補正しております。なお、工事費は39万円ほどかかりますが、期前の予算が10万円ございますので29万円の補正となっております。

25ページの第10款 公債費の関係でございますが、こちらは長期貸付の利率見直しにより増減額を行っておりまして、合計で172万1,000円の減額を行っております。

それから、第13款の災害復旧費、第1項 公共施設災害復旧費、第1目 土木施設災害復旧費でございますが、こちらは8月13日から15日の木曽川増水によりましてみなと公園が冠水しましたが、これにより堆積した園路等の土砂撤去と、破損した遊具のゴムチップの修繕工事に係る費用を合計で682万円計上しております。財源につきましては、災害復旧事業債を予定しております。充当率は100%で、元利償還金の一定の割合が交付税算入されることとなっております。

また、同様に、移動トイレの壁が破損したため、修繕工事に係る費用も115万2,000円計上させていただきます。こちらも同様の起債を予定しております。

また、第2目の教育施設災害復旧費でございますが、こちらもただいま申し上げた木曽川の増水で米野運動場が冠水しました。グラウンド利用者によるボランティアでB面、奥のほうは改修できましたが、A面、手前のほうのグラウンドが被害が大きく、ボランティアの力だけでは復旧が困難となったことから、129万8,000円の復旧工事費を計上させていただきました。こちらも災害復旧事業債を予定しております。

以上が歳出でございます。18ページの繰入金でございますが、今回の増額補正により不足する財源に財政調整基金を充てるため、繰入金を3,317万1,000円計上させていただきます。

また、15ページの第2表で、先ほど申し上げた災害復旧事業債の追加を行っております。

以上が一般会計であります。

続きまして、26ページの第78号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回13万3,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、職員異動に伴う人件費の増額でございます。財源につきましては、一般会計繰入金を増額するものでございます。

続きまして、29ページの第79号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

1,217万7,000円の増額補正でございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。こちら先ほどと同じように、職員人件費の補正でございまして、このうち不足が生じた共済費のみの増額補正を11万4,000円計上しております。

また、介護給付費のうち、地域密着型介護予防サービス費及び高額介護サービス費の給付増加に伴う保険給付費の増額を1,200万円強補正させていただいております。財源につきましては、ルールに沿った増額で対応しております。

最後に、34ページの第80号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

下水道事業費用補正額が6万8,000円、資本的支出補正額が1万4,000円であります。

内容につきましては、他の会計と同様、職員人件費のうち不足が生じた共済費の増額でございます。

以上が今回の議案でございますので、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。第81号議案 笠松町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案の提案理由の説明は、省略することに決しました。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第72号議案 笠松町名誉町民の選定同意について及び第81号議案 笠松町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての2件について先議をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案及び第81号議案は先議することに決しました。

第72号議案 笠松町名誉町民の選定同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第81号議案 笠松町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明12月8日から13日までの6日間は、議案精読のため休会とし、12月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月8日から12月13日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（田島清美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時44分

